

国家戦略特区の区域計画の認定について

北九州市が、下記の事業を活用するため、令和2年2月28日に開催された「福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議」において事業認定の申請をした「福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）」が、令和2年3月18日に開催された「国家戦略特別区域諮問会議」（議長：安倍晋三 内閣総理大臣）を経て、同日付けで内閣総理大臣により認定されました。

記

○認定された事業の概要

1 国家戦略特別区域海外大学卒業留学生の就職活動支援事業

内容：海外大学卒業留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。

① 北九州市全域【直ちに実施】

2 外国人を含めた開業を促進するための「北九州市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、法人設立及び事業開始時に必要な登記、税務、年金・社会保険等の手続に関するオンライン申請の支援及び関連する相談業務を総合的に行う「北九州市開業ワンストップセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置】